

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 防災街区整備事業組合の事業計画の変更認可……………一  
………（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一  
………（都市整備局市街地整備部再開発課）
- 建築基準法による一団地の区域（二件）……………二  
………（都市整備局市街地建築部建築指導課）
- 指定障害福祉サービス事業者の指定取消し……………二  
………（福祉局障害者施策推進部地域生活支援課）
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の廃止……………三  
………（同）
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定……………五  
………（同）
- 知事指定薬物の指定の失効……………七  
………（保健医療局健康安全全部業務課）

### 告示（選）

- 東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）における選挙人名簿の登録基準日及び登録日……………八
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………八
- 政治団体の届出……………八
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………二

### 告示（公）

- 政治団体の解散の届出……………五
- 資金管理団体の指定の届出……………六
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………六
- 資金管理団体の取消しの届出……………七
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し……………八
- 開発行為に関する工事完了……………八  
………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）
- 東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）の候補者届出書等の事前審査……………九  
………（東京都選挙管理委員会）
- 東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）における候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………九  
………（同）
- 東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………九  
………（同）
- 土地収用法による使用の裁決手続開始（十二件）……………九  
………（東京都収用委員会）
- 消防法に基づく命令……………九  
………（東京消防庁）

### 告示

- 東京都告示第九百八十五号  
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第五百七十七条第一項の規定に基づき東向島二丁目二十二番地区防災街区整備事業組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第四百三十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月八日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 事業組合の名称

東向島二丁目二十二番地区防災街区整備事業組合

#### 二 事業施行期間

令和五年四月十四日から令和九年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

墨田区東向島二丁目地内

#### 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区芝浦三丁目九番一号

#### 五 事業計画の変更の認可の年月日

令和五年九月八日

#### ●東京都告示第九百八十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき西新宿三丁目西地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年九月八日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 組合の名称

西新宿三丁目西地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

令和五年二月一日から令和十六年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

新宿区西新宿三丁目及び西新宿四丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

新宿区西新宿三丁目十一番十六号 第二太閤ビル二階

令和五年二月一日

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和五年九月八日

●東京都告示第九百八十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年九月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

文京区本郷七丁目一番一、同番五、同番六、同番八、同番九、同番十一の一部、同番十二から同番十四まで、二番一から同番三まで、同番五、三番十一、同番十二、四番、同番一、同番四、五番一、同番二、六番二、七番一、八番二、九番一、十番一、十一番一、十二番一、十三番一、十四番一、十五番一、十六番二、十七番一、同番二、十八番一、十九番二、二十番から二十二番まで、二十三番一、二十七番二、二十八番二、二十九番二、三十番一、三十一番一から同番三まで、三十二番一、同番三、同番四、五十六番、湯島四丁目二百一番先の二及び台東区池之端一丁目三十八番四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

令和五年九月八日

●東京都告示第九百八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年九月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

世田谷区駒沢公園六百八十二番二、七百五十二番、七百六十一番、七百六十五番、七百六十六番、七百七十七番、七百七十九番から七百八十二番まで、七百八十四番一、同番二、七百八十七番一、同番二、七百九十九番一の一部、同番二、同番五、八百七十一番一、八百六十五番三、八百七十一番二、八百九十番、八百九十六番、八百九十九番三、九百四十番一、九百四十三番一、九百四十九番一、九百四十八番、九百五十六番一、三千三百九十七番から三千四百番まで、三千四百一番一、同番二、三千四百四番三、同番四、三千四百五番二の一部、同番四、三千四百二十番一、三千四百二十五番一、同番二、同番七、三千四百二十六番、三千四百二十八番、三千四百二十九番、三千四百三十一番から三千四百三十四番まで、三千四百三十六番から三千四百四十一番まで、同番二、同番三、三

千四百四十二番一、同番二、三千四百四十三番、同番二、同番三、駒沢一丁目三千四百二番、三千四百四十三番一、同番四、三千四百四十四番二、目黒区八雲五丁目二百五十五番、千二百六十二番、千二百六十三番、千二百九十三番二、千三百番一、東が丘二丁目九番一から同番五まで並びに千二百二十三番一及び同番二の各一部、千二百二十四番、千二百三十番、千二百三十四番から千二百三十七番まで、千二百三十八番一、千二百四十三番一、同番三、千三百一番一、同番三、同番四並びに千三百五番二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

令和五年九月八日

●東京都告示第九百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第五十条第一項の規定により、令和五年六月三十日付けで指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年九月八日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 短所入所

指定取消し

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	取消年月日
一般社団法人自立支援塾	自立支援塾かへSS	青梅市東青梅4-19-5 自立支援塾かへ	令和5年6月30日
一般社団法人自立支援塾	自立支援塾おざくSS	青梅市	同日

サービスの種類 就労継続支援B型

指定取消し

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	取消年月日
一般社団法人自立支援塾	自立支援塾ぼん工房	青梅市東青梅2-18-5 セトル東青梅106・107	令和5年6月30日

サービスの種類 共同生活援助

指定取消し

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	取消年月日
一般社団法人自立支援塾	自立支援塾GH	青梅市	令和5年6月30日

●東京都告示第九百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項及び第五十一条の二十五第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び第五十一条の三十第一項並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年九月八日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ラムス	なごみの里	千代田区神田佐久間町3-21-6 ポローニア秋葉原II 201	令和5年6月1日
有限会社太陽	ケアサービス太陽	墨田区業平4-4-17 長谷川ビル201	同日
株式会社アーバンハウス	アーバンハウス	板橋区大和町20-5	同日
株式会社ツルガ	スマイルコミュニケーションツルガ	葛飾区新小岩2-9-14 長尾第2ビル3階	同日
合同会社ALIVE Company	ケアステーションてまり	江戸川区西小岩4-12-9 グリーンパーク201	同日
特定非営利活動法人ぶどうの木	特定非営利活動法人ぶどうの木	豊島区池袋本町3-1-10 コアントボカージュ111	令和5年6月9日
株式会社みのり	みのりケアセンター南砂	江東区南砂2-3-1-123	令和5年6月30日
株式会社さくら訪問介護ステーション	さくら池上	大田区池上6-4-3 第一小木ビル702	同日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア下井草 訪問介護	杉並区下井草3-12-16 Heim Kastanie 1階	同日
一般社団法人ソーシャルパートナーいっぽいっぽ	ソーシャルパートナーいっぽいっぽ	足立区足立1-37-14 ドムス101	同日
アースサポート株式会社	アースサポート成城学園前	調布市入間町3-10-12	同日
株式会社カインドウエア	生き話しシルバーステーション多摩	多摩市落合4-16-1	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ラムス	なごみの里	千代田区神田佐久間町3-21-6 ポローニア秋葉原II 201	令和5年6月1日
株式会社スイス	高輪介護	港区高輪2-15-11-609	同日
有限会社太陽	ケアサービス太陽	墨田区業平4-4-17 長谷川ビル201	同日
株式会社アーバンハウス	アーバンハウス	板橋区大和町20-5	同日
合同会社ALIVE Company	ケアステーションてまり	江戸川区西小岩4-12-9 グリーンパーク201	同日
株式会社みのり	みのりケアセンター南砂	江東区南砂2-3-1-123	令和5年6月30日
株式会社さくら訪問介護ステーション	さくら池上	大田区池上6-4-3 第一小木ビル702	同日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア下井草 訪問介護	杉並区下井草3-12-16 Heim Kastanie 1階	同日
一般社団法人ソーシャルパートナーいっぽいっぽ	ソーシャルパートナーいっぽいっぽ	足立区足立1-37-14 ドムス101	同日
アースサポート株式会社	アースサポート成城学園前	調布市入間町3-10-12	同日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
日本リック株式会社	日本リック訪問介護杉並事業所	杉並区阿佐谷南1-9-7 コマムラビル101	平成31年4月1日
日本リック株式会社	日本リック訪問介護西荻事業所	杉並区宮前3-35-15 ロイヤルセルズ西荻101	同日
株式会社ベスト・ケア	ベスト・ケア ヘルパーステーション練馬	練馬区平和台4-21-8 ドウ・フレイズ3階	令和5年5月31日
株式会社スイス	高輪介護	港区高輪2-15-11-609	令和5年6月1日
日本リック株式会社	日本リック訪問介護早稲田事業所	新宿区西早稲田3-23-8 早稲田セントラルハイツ101	同日
株式会社 ツルガ	スマイルコミュニケーションツルガ	葛飾区新小岩2-9-14 長尾第2ビル3階	同日
合同会社ALIVE Company	ケアステーション てまり	江戸川区西小岩4-12-9 グリーンパーク201	同日
日本リック株式会社	日本リック訪問介護中野北事業所	中野区江古田2-19-8 両国風月堂ビル101	令和5年6月30日
サンライズ・メイ・パートナー株式会社	訪問介護事業所サンライズ・メイ・パートナー	足立区東綾瀬1-22-1	同日

サービスの種類 行動援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人ソーシャルパートナーいっぽいっぽ	ソーシャルパートナーいっぽいっぽ	足立区足立1-37-14 ドムス101	令和5年6月30日

サービスの種類 短期入所

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社のどか	小規模多機能ホームのどか・汐江	狛江市狸方3-10-6	令和3年11月30日
社会福祉法人正夢の会	地域生活支援センター「える」	稲城市東長沼1559	令和4年3月31日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人Shanti	ブラーナ新宿	新宿区新宿2-9-23 SVAXビルB館2階	令和5年6月30日

サービスの種類 共同生活援助

廃止			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社新東管理	ヒューマンケアみつき	武蔵村山市三ツ木1-58-8	令和5年6月1日
株式会社Armeria	福	足立区籠橋5-3-20	令和5年6月30日

2. 指定一般相談支援事業者

廃止				
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社大洋	相談支援センターみさきのいえ	府中市住吉町2-15-9 アローホールズ府中203	地域移行支援 地域定着支援	令和5年6月15日

## ●東京都告示第九百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、令和五年七月一日付けで指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条及び第五十一条の三十第一項並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年九月八日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社モノズデザイン	モノズ介護サービス事業所	千代田区神田三崎町3-1-3 榎木一邸ビル3階				
kukor株式会社	ケアシステム風丸	文京区大塚5-15-10 三恵ビル302	身体障害者	知的障害者	障害児	難病等対象者
Face合同会社	ねこ丸サービス(訪問介護)	墨田区京島3-39-5 Mハウス101				
一般社団法人東京ケアネット	東京ヘルパーステーション	杉並区和泉3-33-21 メンK102	身体障害者	知的障害者	障害児	難病等対象者
大益合同会社	ふれんどケア	北区東十条4-5-3 富岳荘101				
株式会社愛総合福祉	愛・訪問介護ステーション町屋	荒川区町屋1-26-1 メゾン青和101号室	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
ファミリー・ホスピス株式会社	訪問介護ファミリー・ホスピス荒川	荒川区荒川7-2-3				
合同会社フリップオン	フリップ梅田	足立区梅田7-18-13 メノドルレイユ102				
株式会社NATSU	なつ訪問介護	葛飾区東水元5-37-2				
株式会社鶴亀屋	ヘルパーステーションEbisu	江戸川区北小岩6-42-4 美喜荘1				
合同会社はんず	ヘルパーステーションはんず	青梅市畑中1-20-1 ワコーレエレガンス青梅210				
株式会社コネット	希望のまち調布訪問介護事業所	調布市西つじヶ丘2-1-10 アゼリアビル3階				
株式会社エヌエスケア東京	エルシア仙川 訪問介護事業所	調布市若葉町2-14-1				
株式会社ケアサポート・ウィン	訪問介護事業所 ヘルパーステーション・ウィン情報	東村山市栄町2-7-29 バインコート2階	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
株式会社ケアアリア・アンド・パートナーズ	ケアアリアつばりヶ丘	西東京市栄町2-1-28 JUNさかえ104				
FMメディアカルジャパン株式会社	訪問介護ステーション マリーゴールド	清瀬市中清戸2-690-6				
株式会社土屋	ホームケア土屋 多摩	多摩市落合4-16-1				

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社モノズデザイン	モノズ介護サービス事業所	千代田区神田三崎町3-1-3 榎木一邸ビル3階				
Face合同会社	ねこ丸サービス(訪問介護)	墨田区京島3-39-5 Mハウス101	身体障害者			
White Hawks合同会社	ねこの手訪問介護千歳鳥山	世田谷区上祖師谷2-28-3 第2佐益ハイム203				
一般社団法人東京ケアネット	東京ヘルパーステーション	杉並区和泉3-33-21 メンK102	身体障害者	知的障害者		難病等対象者
大益合同会社	ふれんどケア	北区東十条4-5-3 富岳荘101				
ファミリー・ホスピス株式会社	訪問介護ファミリー・ホスピス荒川	荒川区荒川7-2-3				
合同会社フリップオン	フリップ梅田	足立区梅田7-18-13 メノドルレイユ102				
株式会社NATSU	なつ訪問介護	葛飾区東水元5-37-2				
株式会社鶴亀屋	ヘルパーステーションEbisu	江戸川区北小岩6-42-4 美喜荘1				
合同会社はんず	ヘルパーステーションはんず	青梅市畑中1-20-1 ワコーレエレガンス青梅210				
合同会社チームきらり	合同会社チームきらり	調布市下石原1-60-8 第2サイクル荘G				
株式会社コネット	希望のまち調布訪問介護事業所	調布市西つじヶ丘2-1-10 アゼリアビル3階				

株式会社エヌエスケア東京	エルシア仙川 訪問介護事業所	調布市若葉町2-14-1				
株式会社ケアサポート・ウィン	訪問介護事業所 ヘルパーステーション・ウィン情報	東村山市栄町2-7-29 バインコート2階				
FMメディアカルジャパン株式会社	訪問介護ステーション マリーゴールド	清瀬市中清戸2-690-6				
株式会社土屋	ホームケア土屋 多摩	多摩市落合4-16-1				

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社モノズデザイン	モノズ介護サービス事業所	千代田区神田三崎町3-1-3 榎木一邸ビル3階				
大益合同会社	ふれんどケア	北区東十条4-5-3 富岳荘101				
有限会社セズ、カネコ	訪問介護・みよこ	板橋区蓮根2-18-21				
合同会社ほっこり	ほっこり介護	足立区椿2-8-6 椿ハイム101				

サービスの種類 行動援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
kukor株式会社	ケアシステム風丸	文京区大塚5-15-10 三恵ビル302	知的障害者	障害児		難病等対象者
合同会社ほっこり	ほっこり介護	足立区椿2-8-6 椿ハイム101				
合同会社フリップオン	フリップ梅田	足立区梅田7-18-13 メノドルレイユ102				
合同会社はんず	ヘルパーステーションはんず	青梅市畑中1-20-1 ワコーレエレガンス青梅210				

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
社会福祉法人サンフレンズ	高齢者在宅サービスセンター和泉ふれあいの家	杉並区和泉4-40-31	知的障害者			
NPO法人Mロディ	デイケアステーションカルテット	府中市若松町4-6-17リエス 若松町ビル2階	身体障害者(肢体不自由)	知的障害者		
社会福祉法人室もの	トライフル園分寺	国分寺市内藤2-41-69	知的障害者			
一般社団法人クインワークス	クインワークス輪城長沼 Believe	稲城市東長沼1409-3	知的障害者			

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
一般社団法人クイズタイムハウス	クイズタイムホーム	練馬区大泉学園町4-10-26	知的障害者			

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
社会福祉法人室もの	トライフル園分寺	国分寺市内藤2-41-69	知的障害者		精神障害者	

サービスの種類 就労移行支援					
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
一般社団法人障がい者就労研究所	就労移行支援事業所 こぶし堀江	江戸川区南堀崎町3-2-4 HEAMビル2階	知的障害者	精神障害者 難病等対象者	
サービスの種類 就労継続支援B型					
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社SIT works	びーぶらす	杉並区阿佐谷南3-50-5 エントピア荻窪201	知的障害者	精神障害者 難病等対象者	
一般社団法人ウイングワークス	ウイングワークス稲城長沼 Believe	稲城市東長沼1469-3	知的障害者	精神障害者	
特定非営利活動法人みずほまほ精神保健福祉会	フェリチタ	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2344-4	精神障害者		
サービスの種類 就労定着支援					
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
特定非営利活動法人KITARU	就労支援センターKITARU	武蔵野市中町1-19-2 矢島ビル201	精神障害者		
一般社団法人日本地域ケアネットワーク	Dream Up	小金井市本町1-5-1-201	精神障害者		
サービスの種類 自立生活援助					
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
社会福祉法人はらかのら福祉会	地域生活支援センタープラットフォーム	国分寺市南町3-4-4	精神障害者		
サービスの種類 共同生活援助					
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
一般社団法人ウイズタイムハウス	ウイズタイムホーム	練馬区大泉学園町4-10-26			
合同会社カレッジ	カレッジハウス	江戸川区			
一般社団法人だいち	だいちグループホーム三鷹中原	三鷹市中原3-4-14			
2 指定一般相談支援事業者					
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		主たる対象者
医療法人社団鶴永会	医療法人社団鶴永会 MILACOCOセンター	町田市三輪緑山2-2133-1	地域移行支援	地域定着支援	
社会福祉法人創研会	日野相談支援事業所 ひとつぶのたね	日野市多摩平3-5-21	地域移行支援		知的障害者 精神障害者

●東京都告示第九百九十二号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年九月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第九号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和五年九月十日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ベンジル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類	ADB-BINACA
(2)	1-(ベンゾ[d][1, 3]ジオキソール-5-イル)-2-(プチルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類	N-Butylbutylone、 N-Butyl norbutylone
(3)	2-(エチルアミノ)-2-(3-フルオロフェニル)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類	FXE、 Fluorexetamine

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第三項の規定により、令和五年十月十五日執行予定の東京都議会議員補欠選挙(立川市選挙区)における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第十四條第二項の規定により告示する。

令和五年九月八日

東京都選挙管理委員会

基準となる日 令和五年十月五日。ただし、年齢については、同月十五日

登録を行う日 令和五年十月五日

●東京都選挙管理委員会告示第百一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第十五條第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和五年九月八日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名称 所在地

永生病院介護医療院 八王子市柵田町五百八十三番地

十五  
八王子市川口町千五百四十三番地一  
福祉ホーム さくら

●東京都選挙管理委員会告示第百二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六條第一項(同法第六條の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和五年九月八日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類 (第1号)
自由民主党東京都第十八選挙区支部	北口 かおる	磯 桂子	武蔵野市境1-3-1	R5. 4. 10	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
参政党 東京第8支部	石川 芽生子	三和 亮	港区麻布台2-2-12	R5. 4. 7	○
自由民主党東京都北区第二十五支部	金田 佳晃	坪野谷 統久	北区上中里2-11-12	R5. 4. 14	○
自由民主党東京都墨田区第三十九支部	井上 裕幾	辻 直樹	墨田区文花2-4-7	R5. 4. 4	○
自由民主党東京都墨田区第四十一支部	稲葉 一弘	刈谷 仁路志	墨田区吾妻橋2-4-12	R5. 4. 14	○
自由民主党東京都墨田区第四十二支部	小林 詳	丸山 宏充	墨田区東向島6-45-7	R5. 4. 13	○
自由民主党東京都世田谷区第四十八支部	長崎 友貴	鈴木 準之助	世田谷区玉川3-21-8	R5. 4. 5	○
自由民主党東京都台東区第三十九支部	佃 秀明	本間 憂乃	台東区台東3-9-1	R5. 4. 6	○
自由民主党東京都台東区第四十支部	児玉 武士	鈴木 一夫	台東区雷門2-3-2	R5. 4. 14	○
自由民主党東京都港区第四十五支部	坂本 圭	森井 誠一	港区港南2-4-7	R5. 4. 12	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
今岡うえき後援会	今岡 植	今岡 植	目黒区中目黒1-1-17	R5. 4. 12	衆議院議員	今岡 植、衆議院議員
福田かおると楽しい日本を創る会	北口 かおる	北口 善裕	武蔵野市中町2-21-15	R5. 4. 5	衆議院議員	北口 かおる、衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
愛と正義の文京区政	佐藤 元	佐藤 元	文京区目白台2-14-9	R5. 4. 4
イジメを隠した五十嵐教育長を辞めさせる党	金子 快之	金子 快之	渋谷区本町2-33-16	R5. 4. 11
井上かずや後援会	井上 一也	井上 一也	西多摩郡瑞穂町むさし野2-38-60	R5. 4. 3
井前せいらと次世代あだち	井前 聖良	井前 聖良	足立区竹の塚3-16-10	R5. 4. 26
エネルギーの未来を考える浜松町の会	片山 修	深山 敏顕	港区浜松町1-21-2	R5. 4. 7
大田区新時代!あたらしい女性区長をつくる会	中野 真弓	乾 智	大田区蒲田本町1-3-9	R5. 4. 6
岡田将和後援会	倉本 文寛	古性 美恵子	足立区東綾瀬1-6-12	R5. 4. 12
改革中道政党を支援する会	井上 徹	鹿島 繁文	千代田区隼町1-19	R5. 4. 3
子育て世界一の街をつくる会	鈴木 佑輔	鈴木 慶子	世田谷区代沢1-11-2	R5. 4. 3
小林ともよ後援会	鈴木 秀三郎	奥村 辰之	足立区柳原2-4-1	R5. 4. 10
佐々木あきらを応援する会	佐々木 朗	善方 聡子	狛江市西野川3-14-12	R5. 4. 13
杉並をよくする人を勝手に応援する会	長島 千春	長島 千春	千代田区四番町9-8	R5. 4. 11
世田谷区各種団体協議会	小松 大祐	羽鳥 裕介	世田谷区南烏山6-38-10	R5. 4. 10
高橋えりか後援会	高橋 絵梨香	田原 裕	台東区蔵前3-18-7	R5. 4. 17
田中けんじ後援会	田中 謙二	田中 謙二	調布市小島町1-23-3	R5. 4. 6
地域ささえあい活動を推進する会	大間 努	大間 京子	府中市押立町4-34-21	R5. 4. 10
西のなおみと希望の会	西埜 真美	西埜 真美	府中市緑町1-9-5	R5. 4. 4
西の原ゆま後援会	佐藤 純子	川口 幸一	足立区江北3-6-10	R5. 4. 10

日本自治委員会	平松 健詩	大須賀 太一	渋谷区本町6-39-1 1	R5. 4. 10
人にやさしいまちをつくる 足立の会	瀬田 裕和	古場 栄子	足立区千住寿町32-1 0	R5. 4. 3
府中をかつこ良くする会	山中 世史	山中 あゆみ	府中市矢崎町4-1	R5. 4. 5
フロンティア港区	立原 慎一	立原 真弓	港区白金3-14-5	R5. 4. 5
本田かおり後援会	本田 香緒利	本田 敏章	文京区小日向1-1-1	R5. 4. 3
南多摩薬剤師連盟	山田 政人	中野 弘子	多摩市中沢2-5-6	R5. 4. 4
宮崎かずま後援会	宮崎 一慎	宮崎 一慎	大田区西蒲田2-1-5	R5. 4. 6

●東京都選挙管理委員会告示第百三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七  
条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が  
あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと  
おり公表する。

令和五年九月八日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党衆議院小選挙区東京第29総支部	岡本 三成	政治団体の名称	公明党衆議院小選挙区東京第29総支部	公明党衆議院東京第12選挙区総支部	R5. 4. 20
		主たる事務所の所在地	荒川区西日暮里5-32-5	北区王子2-30-4	R5. 4. 20
社会民主党北総支部	宇都木 法男	主たる事務所の所在地	北区滝野川2-24-9	北区滝野川2-10-19	R5. 4. 10
社会民主党新宿総支部	大谷 一敏	主たる事務所の所在地	新宿区高田馬場1-4-19	新宿区高田馬場1-31-8	R5. 4. 10
社会民主党府中総支部	小林 裕二	主たる事務所の所在地	府中市幸町2-43-9	府中市日新町5-72-61	R5. 4. 10
		代表者の氏名	小林 裕二	金澤 光	R5. 4. 10
自由民主党東京都港湾空港支部	館下 章	代表者の氏名	館下 章	中村 龍由	R5. 4. 27
自由民主党東京都渋谷区第三十九支部	山本 晃	主たる事務所の所在地	渋谷区広尾5-8-16	渋谷区恵比寿2-10-7	R5. 3. 30
自由民主党東京都墨田区第十六支部	藤崎 剛暉	主たる事務所の所在地	墨田区向島5-43-18	墨田区向島5-42-3	R5. 4. 1
自由民主党東京都八王子市第十七支部	馬場 貴大	主たる事務所の所在地	八王子市みつい台2-10-4	八王子市滝山町2-5-3	R5. 3. 9
自由民主党東京都町田市第十一支部	長村 香織	代表者の氏名	長村 香織	長村 敏明	R4. 12. 1
		会計責任者の氏名	長村 将宗	長村 香織	R4. 12. 1
自由民主党東京都目黒区第三十四支部	小野瀬 康裕	会計責任者の氏名	小野瀬 佳代	小野瀬 早苗	R5. 1. 14
自由民主党東京都郵政政治連盟支部	須田 孝之	代表者の氏名	須田 孝之	福嶋 浩之	R5. 4. 1

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
新しい江東区をつくる会	小澤 伸介	代表者の氏名	小澤 伸介	武田 茂治	R5. 4. 1
		会計責任者の氏名	浜田 てる子	望月 千秋	R5. 4. 1
いのつめまさみを育てる会	猪爪 まさみ	会計責任者の氏名	渡辺 陸斗	猪爪 陸斗	R4. 8. 8
輝く世田谷を創る会	内藤 俊彦	代表者の氏名	内藤 俊彦	内藤 勇耶	R5. 4. 10
北村イタル後援会	北村 造	主たる事務所の所在地	目黒区上目黒3-21-27	文京区関口1-10-16	R5. 4. 25
江東区新時代の会	木村 勉	代表者の氏名	木村 勉	木村 弥生	R5. 4. 7

幸福実現党武蔵野北後援会	村田 俊夫	会計責任者の氏名	高橋 秀知	瀬戸 優一	R5. 2. 23
小林たつや後援会	小林 達哉	代表者の氏名	小林 達哉	小林 美知子	R5. 4. 10
		会計責任者の氏名	小林 達哉	小林 美知子	R5. 4. 10
近藤やよいを囲む税理士の会	立田 彰	代表者の氏名	立田 彰	塚崎 一彦	R5. 4. 18
佐々木あきらを応援する会	佐々木 朗	主たる事務所の所在地	狛江市西野川3-14-12	稲城市東長沼1702-10	R5. 4. 13
		会計責任者の氏名	善方 聡子	高山 誠	R5. 4. 13
市民と進める小金井の未来	吉川 裕貴	主たる事務所の所在地	小金井市貫井南町1-6-15	小金井市本町6-8-38	R4. 5. 1
高橋かずよしを励ます会	高橋 和義	会計責任者の氏名	南保 隆徳	阿久津 勤	R5. 4. 26
田中けんを応援する会	田中 健	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R3. 10. 1
		公職の種類(第一号)	衆議院議員		R3. 10. 1
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	R3. 11. 1
		国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R4. 6. 1
		公職の種類(第一号)	参議院議員		R4. 6. 1
手塚いづみ後援会	手塚 和泉	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	R4. 8. 1
		主たる事務所の所在地	杉並区下井草5-2-5	杉並区桃井4-2-18	R5. 3. 15
東京商工連盟	大久保 秀夫	会計責任者の氏名	栗山 幸夫	小野 明	R5. 4. 1
東京食品政治連盟	森村 浩昌	代表者の氏名	森村 浩昌	武田 秀敏	R5. 4. 1
		会計責任者の氏名	福島 哲也	森村 浩昌	R5. 4. 1
東京地方本部つげ芳文後援会	須田 孝之	代表者の氏名	須田 孝之	福嶋 浩之	R5. 4. 1
東京都クリーニング政治連盟	森 鉄雄	代表者の氏名	森 鉄雄	伊澤 勝令	R4. 5. 23
		会計責任者の氏名	大石 智司	笹村 勝	R4. 5. 23
東京都歯科医師連盟本所支部	浅野 智之	主たる事務所の所在地	墨田区吾妻橋2-1-5	墨田区太平4-6-17	R5. 4. 10
東京都宅建政治連盟大田支部	飯村 康彦	主たる事務所の所在地	品川区東五反田2-3-4	大田区蒲田5-46-10	R5. 4. 12
東京都宅建政治連盟杉並支部	小國 敏雄	主たる事務所の所在地	世田谷区北沢2-35-2	杉並区阿佐谷南1-15-6	R5. 4. 1

東京都宅建政治連盟西多摩支部	中村 健泰	主たる事務所の所在地	立川市曙町2-32-2	青梅市師岡町4-2-5	R5. 4. 25
東京都宅建政治連盟八王子支部	山口 覚	主たる事務所の所在地	立川市曙町2-32-2	八王子市大横町2-1	R5. 4. 3
東京都宅建政治連盟南多摩支部	小金 壽男	主たる事務所の所在地	立川市曙町2-32-2	多摩市関戸4-23-1	R5. 4. 26
東京旅客輸送研究会	川鍋 一郎	会計責任者の氏名	二瓶 滋美	岡 健児	R5. 4. 1
土日夜間議会改革	二宮 康之	主たる事務所の所在地	新宿区市谷砂土原町3-8-3	港区赤坂2-12-21	R5. 4. 1
日本退職公務員連盟	鴨下 一郎	代表者の氏名	鴨下 一郎	津島 雄二	R4. 5. 13
練馬区農政推進連盟	酒井 利博	会計責任者の氏名	鈴木 正明	新堀 桂三	R4. 6. 23
野村たかし後援会	野村 高士	代表者の氏名	野村 高士	柏 招男	R5. 3. 6
長谷川ひではる東京後援会	須田 孝之	代表者の氏名	須田 孝之	福嶋 浩之	R5. 4. 1
馬場たかひろ後援会	野口 文男	主たる事務所の所在地	八王子市みつい台2-10-4	八王子市滝山町2-5-3	R4. 11. 28
東大和の未来と絆を護る会	住吉 良太	主たる事務所の所在地	東大和市南街2-113-2	東大和市向原6-1404-7	R5. 4. 3
		代表者の氏名	住吉 良太	根岸 聡彦	R5. 4. 3
平野春望後援会	平野 春望	会計責任者の氏名	平野 春望	門脇 翔平	R5. 4. 4
ひろおか雅裕後援会	廣岡 雅裕	会計責任者の氏名	入江 まり	廣岡 利幸	R5. 4. 3
福田かおると楽しい日本を創る会	北口 かおる	主たる事務所の所在地	武蔵野市境1-3-1	武蔵野市中町2-21-15	R5. 4. 7
藤崎こうき後援会	藤崎 剛暉	主たる事務所の所在地	墨田区向島5-43-18	墨田区向島5-42-3	R5. 4. 1
松本洋平を囲む公認会計士の会	廣瀬 明夫	会計責任者の氏名	下山 慶太	堀川 朋善	R5. 4. 1
三鷹市薬剤師連盟	杉山 一延	主たる事務所の所在地	三鷹市新川6-35-28	三鷹市上連雀7-4-8	R5. 4. 1
三成会	岡本 三成	主たる事務所の所在地	荒川区西日暮里5-32-5	北区王子2-30-4	R5. 4. 20
郵政政策研究会東京地方本部	須田 孝之	代表者の氏名	須田 孝之	福嶋 浩之	R5. 4. 1
若いチカラ	松田 美樹	政治団体の名称	若いチカラ	障害という線引きをなくし才能を正しく導く党	R5. 4. 10

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都墨田区第三十支部	加藤 拓	R5. 4. 28
自由民主党東京都世田谷区第二十二支部	管沼 勉	R5. 4. 27
自由民主党東京都中野区第二十二支部	伊東 伸治	R5. 3. 31

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
石井良司後援会	高橋 甲子夫	R5. 3. 31
伊東しんじ後援会	森 治平	R5. 3. 31
加藤拓後援会	加藤 拓	R5. 4. 28
小池都政と千代田区政をつなぐ会	鎌倉 勤	R5. 3. 31
児玉紀子後援会	寛 証	R5. 3. 31
佐々木あきらを応援する会	佐々木 朗	R5. 4. 13
渋谷ちしゅうサポーターズクラブ連合会	金子 義明	R5. 4. 27
菅沼つとむ後援会	管沼 勉	R5. 4. 27
東京から日本を考える会	藤田 孝行	R5. 3. 31
都民ファーストの会千代田区第一支部	樋口 高顕	R5. 3. 31
MIRAICHIYODA	三浦 裕介	R5. 4. 7
民主墨田の会	澁田 智秀	R5. 4. 27
みんなで作る未来のいたばし	田原 佳幸	R5. 4. 6
綿の実の会	渡部 真実	R5. 3. 21

●東京都選挙管理委員会告示第百四号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和五年九月八日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第百五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九  
九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ  
たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称  
等を次のとおり公表する。

令和五年九月八日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
今岡 植	衆議院議員	今岡うえき後援会	目黒区中目黒1-1-17	R5. 4. 12
大間 努	市議会議員	地域ささえあい活動を推進 する会	府中市押立町4-34-21	R5. 4. 3
北口 かおる	衆議院議員	福田かおると楽しい日本を 創る会	武蔵野市中町2-21-15	R5. 4. 1
瀬田 裕和	区長	人にやさしいまちをつくる 足立の会	足立区千住寿町32-10	R5. 3. 28

●東京都選挙管理委員会告示第百六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十  
九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の  
異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定  
により、次のとおり公表する。

令和五年九月八日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
岡本 三成	三成会	主たる事務所の所在地	荒川区西日暮里5-32-5	北区王子2-30-4	R5. 4. 20
北口 かおる	福田かおると楽しい日本を創る会	主たる事務所の所在地	武蔵野市境1-3-1	武蔵野市中町2-21-15	R5. 4. 7
田中 健	田中けんを応援する会	公職の種類	衆議院議員、区議会議員	区議会議員	R3. 10. 1
		公職の種類	区議会議員	衆議院議員、区議会議員	R3. 11. 1
		公職の種類	参議院議員、区議会議員	区議会議員	R4. 6. 1
		公職の種類	区議会議員	参議院議員、区議会議員	R4. 8. 1
友井 和彦	次世代ネットワーク	公職の種類	市長	市議会議員	R4. 3. 9

●東京都選挙管理委員会告示第百七号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十  
 九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった  
 旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に  
 より、次のとおり公表する。  
 令和五年九月八日  
 東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
石毛 泰道	石毛しげる友の会	R4. 4. 1
木村 弥生	江東区新時代の会	R5. 4. 7
澁田 智秀	民主墨田の会	R5. 4. 27
菅沼 勉	菅沼つとむ後援会	R5. 4. 27
藤田 孝行	東京から日本を考える会	R5. 3. 31
渡部 真実	綿の実の会	R4. 3. 8

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第300号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第8条第3号の規定に該当するに至ったので、令和5年8月4日風俗営業の許可を取り消した。

おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

令和5年9月8日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名

(1) 江戸川区船堀四丁目3-9 中里ビル2階

「麻雀クラブポイント」 前田 行信

(2) 足立区入谷七丁目17番15号 源代ハイツ2階

「麻雀源代」 細井 征夫

2 処分事由

正当な事由がなく6月以上休業

3 その他

(1) この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁生活安全部保安課経由)に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。  
令和五年九月八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市谷戸町三丁目三千七百七十九番七十二、同番九十の一部 十九号  
及び同番九十一(第二工区) タクトホーム株式会社

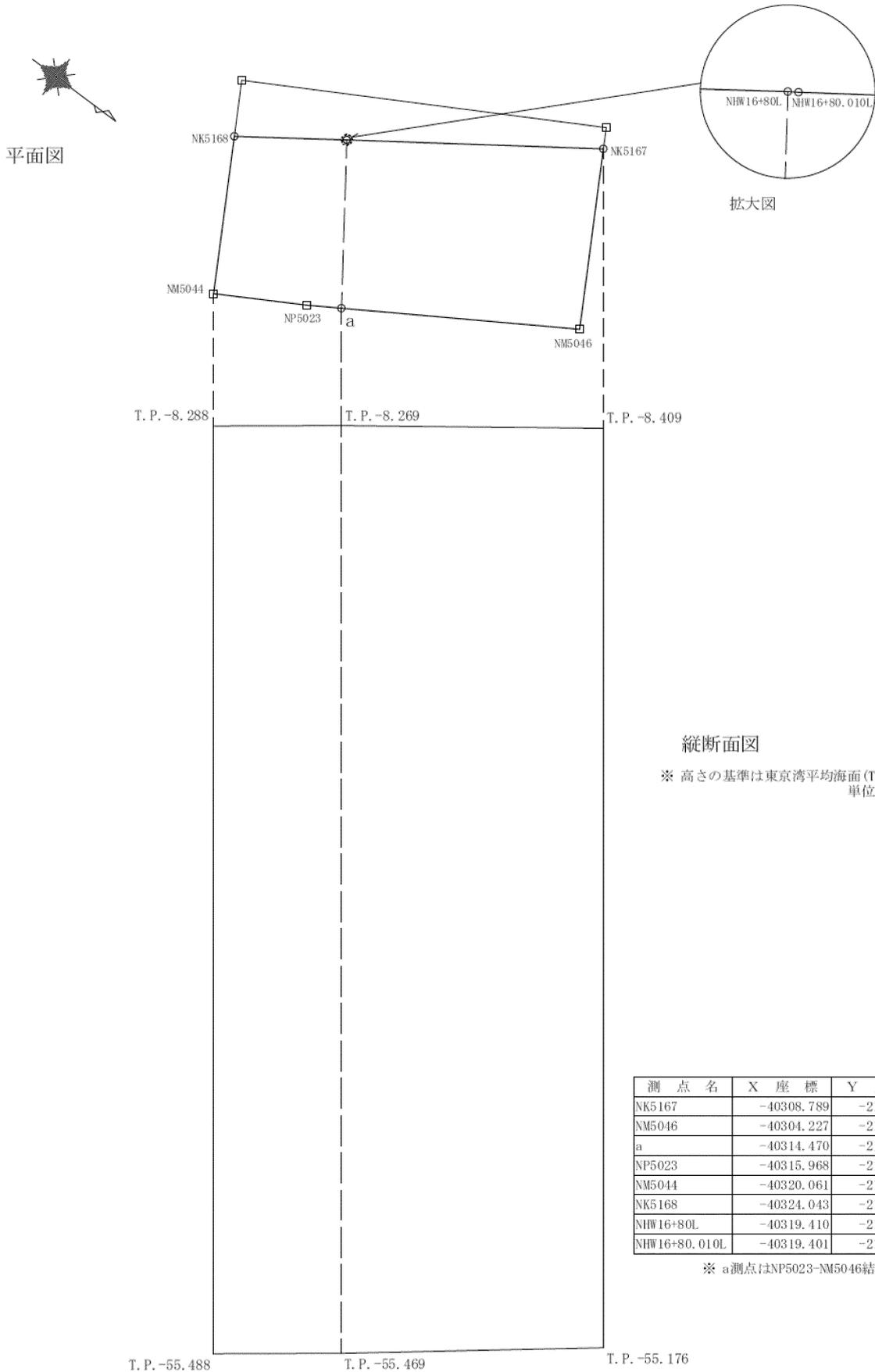
<p>代表取締役 小寺 一裕        小金井市緑町一丁目百九十一番一、百九十二番十、百九十三番一並びに同番十一及び百九十四番一の各一部        清瀬市中里一丁目七百二十三番一の一部        清瀬市中里二丁目千百三十七番地        松村 金次</p>	<p>東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）の候補者届出書等の事前審査について        令和五年十月十五日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）に立候補を予定する者に対して、次とおり候補者届出書等の事前審査を行う。        令和五年九月八日        東京都選挙管理委員会        日時 令和五年九月二十七日から同月二十九日までの午前九時から午後五時まで        場所 東京都庁第一本庁舎北塔四十階東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号</p>	<p>東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）における候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について        令和五年十月十五日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）において、候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等（争訟を除く。）の受付場所を次のとおり定めた。        令和五年九月八日</p>
<p>東京都選挙管理委員会        一 令和五年十月六日 午前八時三十分から正午まで        立川市役所本庁舎一階百一会議室 立川市泉町千百五十六番地の九        二 令和五年十月六日 正午以降        立川市役所本庁舎一階立川市選挙管理委員会事務局 立川市泉町千百五十六番地の九</p>	<p>東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について        令和五年十月十五日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。        令和五年九月八日        東京都選挙管理委員会        東京都庁第一本庁舎北塔四十階東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号</p>	<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。        令和5年9月8日        東京都収用委員会        会長 松 尾 弘        一 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社</p>
<p>会社        2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線        3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等        4 土地所有者の氏名及び住所        5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類        6 裁決手続開始決定年月日 令和5年8月31日</p> <p style="text-align: right;">別記のとおり</p>		

別記  
裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	使用しようとする土地の面積	使用の方法及び期間	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
							氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
東京都世田谷区成城三丁目	2301 番 5	宅地	㎡ 198.36	㎡ 198.51	㎡ 161.88	使用の方法 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。 使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。 使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。  使用の期間 道路構築物存続期間中	田中真介	東京都世田谷区成城三丁目24番55号	さわやか信用金庫	東京都港区三田五丁目21番5号	抵当権 平成27年8月7日受付第48281号

別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面  
 東京都世田谷区成城三丁目 2301 番 5 のうち



縦断面図

※ 高さの基準は東京湾平均海面(T.P.)  
 単位：メートル

測点名	X座標	Y座標
NK5167	-40308.789	-21768.690
NM5046	-40304.227	-21760.643
a	-40314.470	-21754.264
NP5023	-40315.968	-21753.331
NM5044	-40320.061	-21750.977
NK5168	-40324.043	-21758.000
NHW16+80L	-40319.410	-21761.265
NHW16+80.010L	-40319.401	-21761.271

※ a測点はNP5023-NM5046結線上の点

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、  
公告する。

令和5年9月8日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別記のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和5年8月31日

別記  
裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	登記簿上の地積 m <sup>2</sup>	実測地積 m <sup>2</sup>	使用しようとする土地の面積 m <sup>2</sup>	使用の方法及び期間	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
							氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
東京都世田谷区成城三丁目	2319番1	宅地	87.54	87.26	3.34	使用の方法 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。 使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。 使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。 使用の期間 道路構築物存続期間中	横路 忠弘 (持分2分の1)	東京都世田谷区成城三丁目23番18号			
							横路 妙子 (持分2分の1)	東京都世田谷区成城三丁目23番18号			